

第6回定時株主総会ご通知における 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

<事業報告>

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 使用人の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 株式の状況
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会社役員の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<連結計算書類>

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

<計算書類>

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第6回（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

株式会社global bridge HOLDINGS

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://globalbridge-hd.com/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	事業内容
保育事業	認可保育園及び小規模認可保育園の運営
介護事業	有料老人ホーム、サービス高齢者住宅、放課後等デイサービス施設の運営
ICT事業	保育園、幼稚園向けICTサービス
その他の	研修事業、不動産転貸借事業

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都墨田区

関西オフィス：大阪府大阪市西区

② 子会社

(運営施設数)

地域区分	施設数
関東地方	69施設
関西地方	16施設
合計	85施設

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	1,009 (358) 名	241名増 (76名増)
介護事業	74 (60)	5名減 (14名減)
ICT事業	9 (6)	1名増 (2名減)
全社	62 (13)	9名増 (1名増)
合計	1,154 (437)	246名増 (61名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62 (11) 名	10名増 (1名減)	43.2歳	2.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	3,241,994千円
株式会社横浜銀行	2,409,296
株式会社武蔵野銀行	388,895
株式会社三井住友銀行	277,952
株式会社東日本銀行	212,709

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,661,335株 |
| ③ 株主数 | 1,293名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,550株	40.0%
貞 松 成	416,300	15.6
social investment株式会社	315,000	11.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	106,000	3.9
株 式 会 社 S B I 証 券	46,600	1.7
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-M A R G I N (C A S H P B)	46,400	1.7
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	34,700	1.3
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	22,300	0.8
加 地 義 孝	19,226	0.7
株式会社カナモリコーポレーション	18,300	0.6

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年12月31日現在)

		第 5 回 新 株 予 約 権	株 価 報 酬 型 第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月11日	2019年 4 月12日
新 株 予 約 権 の 数		1,370個	171個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 137,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 17,100株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 51,800円 (1 株当たり 518円)	新株予約権 1 個当たり 1円 (1 株当たり 0.01円)
権 利 行 使 期 間		2019年12月22日から 2027年12月11日まで	2020年 4 月12日から 2029年 4 月11日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,370個 目的となる株式数 137,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 171個 目的となる株式数 17,100株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 野口 洋氏は、株式会社トビムシの代表取締役、株式会社西栗倉・森の学校の取締役、株式会社東京・森と市庭の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 坪井 均氏は、SMBC日興証券株式会社の投資銀行本部マネージングディレクター兼第七投資銀行部長です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 松村 正哲氏は、松村総合法律事務所の代表、霞ヶ関キャピタル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 富永 淳志氏は、富永公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 野 口 洋	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。公認会計士並びに企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 坪 井 均	2020年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。ファイナンス等に関する豊富な専門知識と実務経験を活かし、当社の企業価値向上のための助言・提言を行っております。
監査役 松 村 正 哲	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。
監査役 富 永 淳 志	2020年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 双研日栄監査法人

(注) 当社の会計監査人であったPwCあらた有限責任監査法人は、2020年3月30日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	双 研 日 栄 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬以外に前任監査人であるPwCあらた有限責任監査法人に対して引継ぎ業務に係る報酬1,854千円を支払っています。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。

ロ. コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び内部監査人で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してあたります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、管理部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。

ハ. 内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査役会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

ニ. 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。

ロ. 子会社の取締役には、当社の監査役以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役からの求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査役が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査役へ直接報告するものとし、それを常勤監査役が代表取締役へ報告するフローを構築しております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。

ハ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。

- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査役に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

(2) 運用状況の概要

- ①当事業年度は、取締役会を19回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会会規程・決裁権限規程に基づき、当社及びグループ各社の重要事項について審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けております。
- ②コンプライアンスに関する活動を推進するため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、四半期毎に開催され、コンプライアンスに関する運用状況・課題等を協議・共有化しています。
- ③当社は「コンプライアンス通報窓口」を設置し、内部通報制度の有効性を担保しています。「コンプライアンス通報窓口」の運用状況については、担当取締役が確認を行い、コンプライアンス委員会に報告しています。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	176,526	695,446	41,231	913,204
当連結会計年度変動額				
新株の発行	120,522	120,522		241,045
新株の発行 (新株予約権の行使)	31,958	30,185		62,143
親会社株主に帰属する 当期純利益			150,732	150,732
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		20,000		20,000
連結範囲の変動			10,355	10,355
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)				-
当連結会計年度変動額合計	152,481	170,708	161,088	484,277
当連結会計年度末残高	329,007	866,154	202,319	1,397,481

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△ 7,051	△ 7,051	55,422	961,575
当連結会計年度変動額				
新株の発行				241,045
新株の発行 (新株予約権の行使)			△ 15,744	46,398
親会社株主に帰属する 当期純利益				150,732
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動				20,000
連結範囲の変動				10,355
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△ 1,647	△ 1,647	3,531	1,883
当連結会計年度変動額合計	△ 1,647	△ 1,647	△ 12,213	470,416
当連結会計年度末残高	△ 8,699	△ 8,699	43,209	1,431,991

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	3 社
・ 主要な連結子会社の名称	株式会社global child care 株式会社social solutions 株式会社global life care 2021年1月1日付で、株式会社social solutionsは、株式会社CHaiLDに社名変更しております。

(2) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

2020年4月1日に連結子会社であった株式会社東京ライフケアは当社の連結子会社である株式会社global bridgeを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、存続会社の株式会社global bridgeは、株式会社global child careに社名変更しております。

一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会は、重要性が乏しく連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度末において、連結の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～47年
機械及び装置	5年～17年
車両運搬具	2年～ 6年
工具器具備品	3年～15年

□. 無形固定資産 ソフトウェア	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ 繰延資産の処理方法 株式交付費	株式交付費は、支出時から３年間にわたり定額法により償却しております。
④ 重要な引当金の計上基準 イ. 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
□. 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
⑤ 重要なヘッジ会計の方法 イ. ヘッジ会計の方法 □. ヘッジ手段とヘッジ対象	特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ハ. ヘッジ方針	金融機関からの借入金の一部について変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
二. ヘッジの有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点で今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がなく、外部の情報源に基づく客観性のある情報は限定的であります。

当社グループでは、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、今後の経過によっては、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	384,007千円
土地	120,198千円
計	504,206千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	29,124千円
長期借入金	529,174千円
計	558,298千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,055,774千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,661,335株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	194,757株
------	----------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後21年であります。金利の変動リスクに晒されているものもありますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

借入金の使途は運転資金及び設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は「経理規程」及び「職

務権限規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については次表に含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	824,995千円	824,995千円	-千円
(2) 売 掛 金	774,956	774,956	-
(3) 短 期 借 入 金	(193,000)	(193,000)	-
(4) 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	(7,061,450)	(7,067,873)	6,422
(5) デリバティブ取引	-	-	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金 (2)売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(3)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(5)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(4)参照）。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	452,512千円
非上場会社新株予約権	161,800

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 521円84銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 57円51銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2021年3月26日開催予定の第6回定時株主総会に付議することにいたしました。

なお、本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

(1) 本制度を導入する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、本制度を導入するものです。

(2) 本制度の概要

① 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付を目的として、対象取締役に對して支給される報酬総額は、監査等委員でない取締役に對し、年額42百万円以内（うち社外取締役分は年額6百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査等委員である取締役に對して年額12百万円以内の範囲で支給することをお願いする予定であります。各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役に對しては取締役会において、監査等委員である取締役に對しては監査等委員である取締役の協議により決定いたします。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、監査等委員でない取締役に對して年42,000株以内（うち、社外取締役分は年6,000株以内）、監査等委員である取締役に對して年12,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立してい

ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

②譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- 1) 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- 2) 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(資本金の額の減少)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第6回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性および機動性の確保を継続することを目的として行うものであり、会社法第477条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替作業であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更はございませんので、当社の1株当たり利益や1株当たり純資産に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少後の資本金の額

資本金の額329,007,110円のうち、319,007,110円を減少して、10,000,000円といたします。

ただし、以下の場合には、減少する資本金の額が変更する可能性があり、その場合は速やかに減少する資本金の額の変更について開示いたします。

- ・当社の発行している新株予約権が、資本金の額の効力発生日までに行使された場合。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2021年2月12日（金曜日）
②株主総会決議日	2021年3月26日（金曜日）
③債権者異議申述最終期日	2021年3月26日（金曜日）（予定）
④減資の効力発生日	2021年3月29日（月曜日）（予定）

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	176,526	186,872	508,573	695,446	251,922	251,922	1,123,895
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	120,522	120,522		120,522			241,045
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	31,958	30,185		30,185			62,143
当 期 純 利 益					38,777	38,777	38,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	152,481	150,708	-	150,708	38,777	38,777	341,967
当 期 末 残 高	329,007	337,580	508,573	846,154	290,700	290,700	1,465,862

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	55,422	1,179,318
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		241,045
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	△15,744	46,398
当 期 純 利 益		38,777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,531	3,531
当 期 変 動 額 合 計	△12,213	329,753
当 期 末 残 高	43,209	1,509,072

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

移動平均法による原価法

 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～34年

構築物 10年～15年

車両運搬具 5年

② 無形固定資産

 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時から3年間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込み額に基づき、退職給付債務を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,748千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社global child care	2,315,256千円
株式会社global life care	381,100千円
計	2,696,356千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,033,262千円
② 短期金銭債務	30,620千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	683,772千円
営業取引以外の取引高	3,425千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	57,830千円
子会社株式評価損	18,314千円
貸倒引当金	12,584千円
その他	3,550千円
繰延税金資産小計	92,279千円
評価性引当額	△18,314千円
繰延税金資産合計	73,965千円
繰延税金負債	
その他	△5千円
繰延税金負債合計	△5千円
繰延税金資産の純額	73,959千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	株式会社 global child care	所有 直接 100.0%	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。 資金の援助あり。 債務保証あり。	経営指導料等 (注1)	646,245	関 係 会 社 未 収 金	325,626
				子会社借入金の 債務保証(注2)	2,315,256	-	-
				資金の貸付(注1)	409,129	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	409,129
				受取利息	3,425	-	-
				借入金の債務被 保証(注3)	668,150	-	-
子 会 社	株式会社 social solutions	所有 直接 99.2%	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。 資金の援助あり。	経営指導料等 (注1)	18,527	関 係 会 社 未 収 金	39,561
				資金の貸付(注1)	18,294	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注4)	259,649
子 会 社	株式会社 global life care	所有 直接 100.0%	役員の兼任あり。 資金の援助あり。 債務保証あり。	子会社借入金の 債務保証(注2)	381,100	-	-
				借入金の債務被 保証(注3)	114,280	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件の妥当性については、市場価額等の一般取引条件を比較・勘案の上で、取締役会決議を経て行っております。
2. 親会社保証であり、取引実態を鑑み、保証料等は受け取っておりません。取締役会決議を経て行っております。
3. 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 株式会社social solutionsの関係会社短期貸付金に対して、41,100千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において7,100千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2)役員及び個人株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及びその 近 親 者	貞松 成	(被所有) 直接 15.6% 間接 11.8	代表取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	11,914	-	-
役員及びその 近 親 者	加地 義孝	(被所有) 直接 0.7%	取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	10,360	-	-
役員及びその 近 親 者	樽見 伸二	(被所有) 直接 0.0%	退任取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	10,878	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 2017年12月11日開催の取締役会に基づき、当社が上記の者に付与した第5回新株予約権の行使によるものです。行使条件は、2017年12月11日開催の取締役会決議及びそれに基づき上記の者と契約した新株予約権割当契約書のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 550円80銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 14円80銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の重要な後発事象に関する注記に記載しているため、注記を省略しております。